

## 協働事業提案制度 提案要領

みなさんの気がつきを、一緒に実現しましょう。

まずは、身近な提案から始めてみませんか。

この制度は、地域でこうしたらよい、こんなものがあったらよいなど皆さんが感じていることや気がついたことについて、その解決を市へ要望するのではなく、市に提案をして、皆さんと市がそれぞれ持っている力を出し合いながら、一緒に取り組んでいこうというものです。

皆さんでできることと市に担っていただきたいことを考えて提案してください。この位のことなら自分たちでできるという皆さんの意欲、熱意を期待しています。

なお、この制度は、1%支援制度のような補助金ではないので、市が提案者に直接資金を提供することはありません。提案後は、提案者と市のそれぞれの役割などについて市と相談しながら事業の内容を決めていきます。



### 1. 提案できる人・団体

- (1) 市川市に住所がある人
  - (2) 市川市に通勤している人
  - (3) 市川市に通学している人
  - (4) (1)～(3)の人を代表者とする団体
  - (5) 市川市に事務所を有する法人
- ※ (1)～(3)については満 20 歳以上のかたが 2 人以上必要です。

### 2. 提案できる事業（提案事業のルール）

- ※次のいずれにも該当するもの。
- (1) 福祉、まちづくり、環境、その他の分野に係る地域の身近な課題を解決しようとするもの。
  - (2) 市民生活の福祉、利便性、快適性などの向上に直接寄与するもの。
  - (3) 法令、条例等に違反しないもの。
  - (4) 公の秩序又は善良の風俗を害するものでないこと。
  - (5) 営利を目的としないこと。
  - (6) 宗教的活動、政治的活動に係るものでないこと。
  - (7) 市が補助金等の資金を直接支出するものでないこと。
  - (8) 別表 1 に定める事業基準に合致していること。
  - (9) その他本制度による協働事業として実施することが適切であるもの。

### 3. 提案期間

随時、ボランティア・NPO課で受け付けをしています。  
ただし、内容によっては材料の購入等の予算措置など、必要な条件が整うまで待っていただくこともあります。

### 4. 提案の受付から終了まで

- (1) 受付及び相談は、ボランティア・NPO課で行います。
- (2) 市役所では、協働コーディネーターと一緒に相談・協議することもできます。また、協働コーディネーターから相談・協議されることもあります。
- (3) 提出書類について《別表 2 のとおり》
- (4) 相談がまとまれば協働事業が決定します。そして、お互いの役割分担を明確にするため、協定を結びます。
- (5) 協働事業を実施します。
- (6) 情報公開について《別表 3 のとおり》
- (7) 事業が終了したら実施報告書等を作成し、事業のふりかえりをします。

### 《別表 1》

#### 事業基準について

- (1) 地域課題の把握、住民ニーズ
  - ・身近な課題であるか
  - ・課題や住民ニーズの把握は的確か
- (2) 協働の効果
  - ・市と協働して事業を実施することによって、相乗的な効果をあげることができるか
- (3) 協働の必要性
  - ・公益性があり、提案者と市が協働する必要性があるか
- (4) 市民参加
  - ・実施する事業の中に、より多くの市民が参加したり、かかわっていくことができるものがあるか
- (5) 実現可能性
  - ・提案者と市との役割分担が明確かつ妥当で、実施体制は十分なものか

### 《別表 2》

#### 提出書類について

- (1) 市川市協働事業提案書（様式第 1 号）
- (2) 事業計画書（様式第 2 号）
- (3) 提案者名簿（様式第 4 号）
- (4) 提案する事業を理解するために参考となる資料
- (5) その他
  - 例えば団体の場合、①会則・規約
  - ②団体の直近の事業報告書、収支決算書等

### 《別表 3》

#### 情報公開について

- (1) 市川市協働事業として決定された場合、その事業の進行状況について市のホームページ等で公表します。
- (2) 市川市協働事業が終了し、事業実施報告書等が作成され、事業実施のふりかえりがされた場合、その結果や評価について市のホームページ等で公表します。